

■支援の主な内容や対象となる人



■2つの制度の違い

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
法律	社会福祉法	民法
対象	判断力の不十分な人（契約できる程度）	判断能力の低下した人
援助者	生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人
内容	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助	重要な法律行為（財産管理や身上監護に関する契約）
費用負担	契約後の援助は有料	申し立て手続きから有料
相談窓口	社会福祉協議会	家庭裁判所、地域包括支援センター、障がい者福祉担当課

interview



岩手銀河法律事務所
加藤 文 郎 弁護士

弁護士による後見は、本人の利益を守り紛争を解決することが主ですが、本人の状態を確認し、介護スタッフに通院や検診などの依頼もしています。一人暮らしが増え、家族での支援にも限界があり、親族後見人も付けられなくなっていく。弁護士にできることはほんの一部。社会で支える体制が必要です。任意後見人制度もありますし、将来どうしたいかぜひ考えておいてほしいです。

権利擁護の2つの支援

◇日常生活自立支援事業

地域で自立した生活を継続できるように、福祉サービスの利用援助や通帳を管理して生活費を定期的に金融機関から下ろすなどの日常的な金銭管理を社会福祉協議会の支援員がサポートします。本人との契約によって支援員が活動するため、この事業を理解できる人が対象です。

◇成年後見制度

家庭裁判所によって選ばれた後見人などが、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理のほか、不動産処分、遺産分割、相続などの重要な法律行為を行います。本人の判断能力の程度に応じて、後見人・保佐人・補助人があります。親族のほか、相続手続きなどの場合には第三者が選ばれることがあります。

後見人は、本人の財産を守るために財産に関する代理権を持ち、高額な契約を結んでしまったときなどに取り消し権を行使できます。

「後見」には、次の二つがあります。

【法定後見】

判断能力が低下した後に、本人または4親等内の親族が家庭裁判所に申し立てを行うことで後見人などが選任されるもの。

【任意後見】

判断能力が低下する前に、本人が任意後見人になる人と、生活、療養看護、財産管理などの支援内容を取り決めて契約しておくもの。家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとで、本人が契約した後見人によって適切な支援を受けることが可能。

日常生活自立支援事業と成年後見制度のどちらが適切かは、本人の判断能力の程度や必要な支援によって決まります。まずはご相談ください。

◇相談窓口

【権利擁護に関する相談について】

- ・市内各地域包括支援センター（障がいのある人は、本庁福祉課または各総合支所健康福祉課）
- 【日常生活自立支援事業について】
- ・市社会福祉協議会（☎6025）
- 【成年後見制度の手続きについて】
- ・盛岡家庭裁判所水沢支部（☎247181）



その後、いかがですか、何か心配なことはありませんか。

支援員さんがいてくれるから安心だよ。おかげさまで。

いつまでも自分らしく生きていくために——
権利擁護
について考えよう

超高齢化社会が到来します

平成23年度に市が行った調査では、12月1日時点の市内全世帯4万3565世帯のうち、3739世帯が一人暮らし高齢者世帯です。奥州市の高齢化率は22年に28・9%に達しており、32年には34・4%に達すると推計されます。「市民の3人に1人は65歳以上」という超高齢化社会が到来します。

なぜ『権利擁護』が必要か

権利擁護とは、生まれながらに誰もが持っている「自由権・財産権・契約権・福祉権」を守ることです。その人の立場に立って、代弁し、利益を守り、意思の主張や権利の行使を支援します。

高齢化に伴い、認知症の増加も予測されていますが、認知症や加齢、障がいなどで判断能力が低下すると、選択や決定がうまくできなくなるため、日常生活でのお金の管理や契約、

